

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額は、各役員の在職期間における業績を勘案し、鳥取大学経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができるとしているが、法人化後4年目で大学運営は円滑に行われているところであり、各役員の業績については、良好の範疇につき、平成19年度においては増額又は減額をしなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成19年度においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表適用職員の給与改定はなく、これに準じて本学も改定しなかった。
理事	同上。
理事(非常勤)	改定しなかった。
監事	平成19年度においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表適用職員の給与改定はなく、これに準じて本学も改定しなかった。
監事(非常勤)	改定しなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,246	千円 12,792	千円 5,178	千円 276 (単身赴任手当)			
A理事	千円 10,675	千円 6,360	千円 3,653	千円 254 (広域異動手当) 39 (通勤手当) 369 (単身赴任手当)		12月21日	※
B理事	千円 2,607	千円 2,337	千円	千円 117 (異動保障手当) 12 (通勤手当) 141 (単身赴任手当)	12月22日		
C理事	千円 14,210	千円 10,116	千円 4,094	千円 ()	4月1日		
D理事	千円 14,288	千円 10,116	千円 4,094	千円 78 (通勤手当)			
E理事	千円 12,321	千円 8,736	千円 3,536	千円 49 (通勤手当)	4月1日		

A監事	千円 11,089	千円 8,736	千円 2,353	千円 ()	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 1,680	千円 1,680	千円 ()	千円 ()			

注1:「異動保障手当」とは、公務員等から本学の役員となった者で、本学役員になる日の前日に勤務していた勤務地が、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域であり、当該勤務地に引き続き6箇月を超えて在勤した者で、引き続いて本学の役員となった場合に、2年間を限度として支給するものである。

注2:「広域異動手当」とは、本学役員となる日の前日に勤務していた勤務箇所の所在地と本学の勤務箇所の所在地との距離及び本学役員となる直前の住居の所在地と本学の勤務箇所の所在地との距離が60km以上である場合等に支給するものである。

注3:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事A	千円 3,793 (53,623)	年 3 (38)	月 0 (9)	H19.3.31	—	鳥取大学役員退職手当規程第2条第2項により、増額又は減額することができるが、中期目標期間中につき業績を勘案せず、増減なしとした。	
理事B	千円 2,529 (22,122)	年 2 (17)	月 0 (7)	H19.3.31	—	鳥取大学役員退職手当規程第2条第2項により、増額又は減額することができるが、中期目標期間中につき業績を勘案せず、増減なしとした。	
監事A	千円	年	月			該当者なし	

注:理事A及びBについては、役員在職期間を鳥取大学役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。
すなわち、事務系職員については、常に業務の見直し、合理化、簡素化を徹底して行うと共に、事務組織の再編、人員配置の検討などにより、採用の抑制を図る。
また、教員については、定員の一部を学長管理定員として全学的な観点で運用すると共に、退職者に係る補充についても抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、人事・業績評価の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行い、昇給の号俸数は、その1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として決定される。ただし、平成21年度までは標準の昇給幅を抑制する。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が特に良好な職員で、昇格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格されることがある。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

- (1)異動保障手当の支給割合の改定(平成19年4月1日実施)
 - ・国の地域手当の支給割合の改定に伴い、その地域からの異動者に対する異動保障手当の支給割合を改定した。
 - ・国に準じて、平成19年度分として0.5%の引上げを追加
- (2)広域異動手当の新設(平成19年4月1日実施)
 - ・国の広域異動手当の新設に伴い、支給要件を満たす鳥取・米子間の学内異動者等に手当を支給
- (3)管理職手当額の定額化(平成19年4月1日実施)
 - ・国の俸給の特別調整額の定額化に伴い、管理職手当額の定額化を行った。
- (4)扶養手当額の改定(平成19年4月1日実施)
 - ・国に準じて、3人目以降の子等の支給月額を1,000円増額(5,000円→6,000円)
 - ・国に準じて、子等に係る支給月額を500円増額(6,000円→6,500円)
- (5)初任給を中心に若年層に限定した俸給月額の引上げ(平成19年4月1日実施)
 - ・国に準じて、俸給月額の引上げを実施(指定職俸給表を除く)
 - ・国に準じて、昇格時号俸対応表の改定
 - ・国に準じて、俸給の調整額の調整額基本表の調整基本額の改定
- (6)業績手当の引上げ(平成19年12月1日実施)
 - ・国の期末・勤勉手当(ボーナス)の引上げ(0.05月分)に準じて実施
- (7)管理職員特別勤務手当額の改定(平成19年4月1日実施)
 - ・国に準じて、手当額を改定した。
- (8)看護職員教育手当の新設(平成19年4月1日～平成22年3月31日)
 - ・看護職員の教育に当たる職員への手当(3,000円/月～10,000円/月)
- (9)看護師の待機手当の新設(平成19年7月1日実施)
 - ・時間外手術等に係る緊急呼び出しのための看護師の待機への手当(平日又は休日2,500円)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成19年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1,388	歳 42.8	千円 6,671	千円 4,817	千円 40	千円 1,854
事務・技術	人 302	歳 42.4	千円 5,496	千円 4,008	千円 54	千円 1,488
教育職種 (大学教員)	人 611	歳 48.0	千円 8,572	千円 6,135	千円 28	千円 2,437
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 330	歳 34.5	千円 4,629	千円 3,388	千円 42	千円 1,241
技能・労務職種	人 7	歳 53.9	千円 4,930	千円 3,617	千円 66	千円 1,313
教育職種(附属高校教員)	人 23	歳 43.3	千円 7,200	千円 5,261	千円 62	千円 1,939
教育職種(附属義務教育学校教員)	人 36	歳 43.0	千円 6,873	千円 5,014	千円 63	千円 1,859
医療職種(病院医療技術職員)	人 78	歳 37.7	千円 4,892	千円 3,576	千円 51	千円 1,316
その他医療職種(医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	該当者なし	人	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術		人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)		人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)		人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)		人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	88	人	36.3	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	25	人	47.0	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	1	人		歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	48	人	30.5	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	5	人	36.1	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	5	人	43.5	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種(病院医療技術職員)	4	人	28.5	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3: 技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

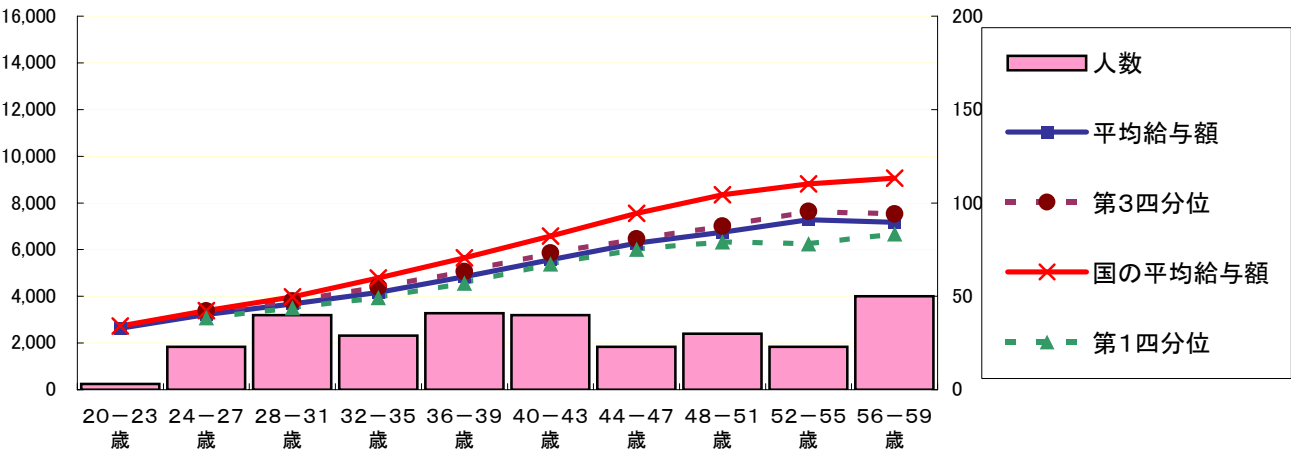
注4: 教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校教員を示す。

注5: 医療職種(病院医療技術職員)とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の職種を示す。

注6: その他医療職種(医療技術職員)とは、病院以外での医療職種(医療技術職員)を示す。

注7: 非常勤職員の医療職種(病院医師)とは、医員及び医員(研修医)を示す。

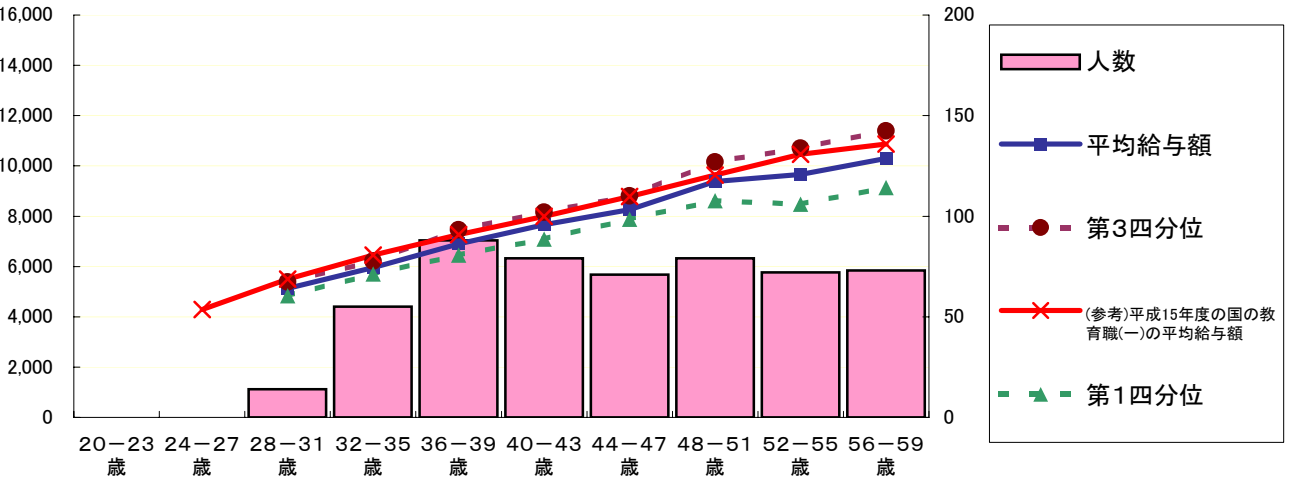
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2:年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示しない。

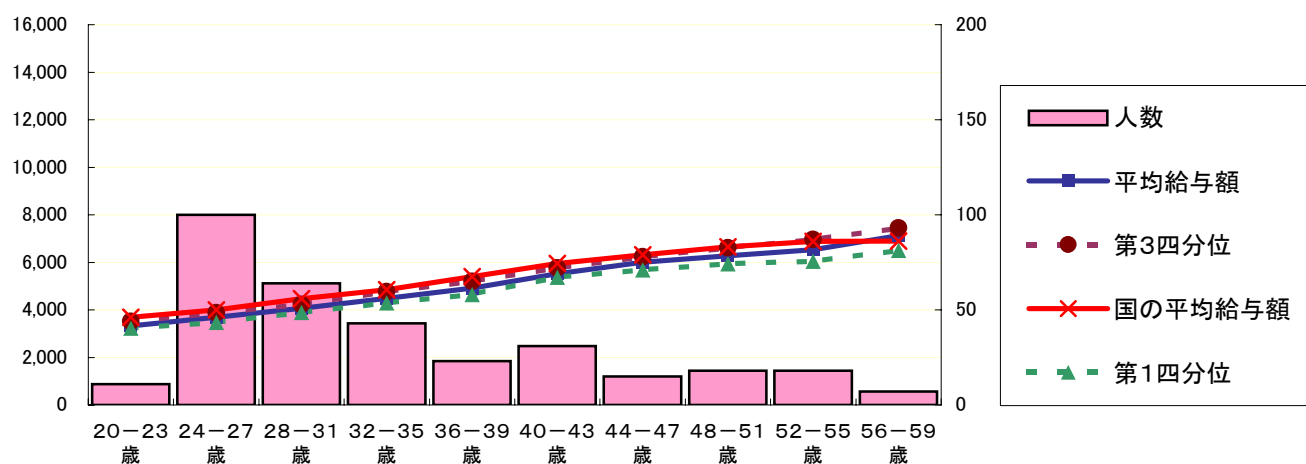
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・課長	19	54.2	7,524	8,031	8,278
・係長	122	47.0	5,460	5,966	6,454
・係員	102	31.3	3,376	3,760	4,075



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
・教授	214	56.3	9,827	10,587	11,318
・准教授	171	47.6	7,918	8,352	8,989
・助教	146	39.2	5,833	6,349	6,890



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (看護師長 看護師)	人	歳	千円	千円	千円
	20	49.8	6,233	6,601	6,908
	250	31.0	3,694	4,140	4,415

③ 職級別在職状況等(平成20年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任	係長	専門職	室長
人員 (割合)	302人	30人 (9.9%)	79人 (26.2%)	126人 (41.7%)	38人 (12.6%)	16人 (5.3%)
年齢(最高～最低)		29～22歳	58～27歳	59～35歳	59～46歳	59～48歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,602～1,866千円	3,972～2,387千円	5,051～2,937千円	5,626～4,274千円	6,303～4,978千円
年間給与額(最高～最低)		3,460～2,554千円	5,500～3,281千円	6,948～4,090千円	7,656～5,974千円	8,451～7,025千円

6級	7級	8級	9級
課長	部長	部長	事務局長
7人 (2.3%)	6人 (2.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
59～45歳	59～54歳	～歳	～歳
6,896～5,738千円	7,958～6,894千円	～千円	～千円
9,430～7,832千円	11,040～9,622千円	～千円	～千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	611人	2人 (0.3%)	146人 (23.9%)	78人 (12.8%)	172人 (28.2%)	213人 (34.9%)
年齢(最高～最低)		～歳	64～29歳	63～32歳	64～35歳	64～41歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	5,724～3,144千円	6,529～3,901千円	6,972～4,282千円	9,422～5,704千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	7,617～4,301千円	9,002～5,509千円	9,781～5,926千円	13,413～8,168千円

注:1級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	330人	2人 (0.6%)	250人 (75.8%)	53人 (16.1%)	20人 (6.1%)	4人 (1.2%)	1人 (0.3%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		～歳	55～23歳	58～31歳	59～41歳	57～48歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,932～2,281千円	5,105～3,180千円	5,224～4,018千円	5,117～4,590千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,730～3,122千円	7,176～4,375千円	7,448～5,641千円	7,277～6,464千円	～千円	～千円

注:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 65.4	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 34.6	% 35.4
		%	%	%
	最高～最低	50.0～31.3	48.1～29.4	45.9～30.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.7	% 67.3	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.3	% 32.7	% 33.5
		%	%	%
	最高～最低	40.4～31.1	39.5～29.3	38.1～30.4

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.4	% 64.1	% 63.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.6	% 35.9	% 36.7
		%	%	%
	最高～最低	49.6～32.5	45.0～30.5	44.8～31.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.8	% 67.4	% 66.7
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 34.2	% 32.6	% 33.3
		%	%	%
	最高～最低	40.4～31.6	39.5～29.6	39.9～30.5

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	65.5	67.0	66.3
	最高～最低	40.4～31.7	39.5～29.9	39.9～30.8

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

83.9

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.7

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

92.8

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

96.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 83.9		
	参考	地域勘案	89.7
		学歴勘案	84.5
		地域・学歴勘案	90.0
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43% (国からの財政支出額 14,595百万円、支出予算の総額 33,838百万円:平成19年度予算) 【検証結果】 対国家公務員との比較指標の推移を見ると、平成16年度は84.2、平成17年度は83.8、平成18年度は83.6であり、ほぼ法人化直後の給与水準を維持している。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 92.8		
	参考	地域勘案	89.9
		学歴勘案	92.4
		地域・学歴勘案	89.1
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43% (国からの財政支出額 14,595百万円、支出予算の総額 33,838百万円:平成19年度予算) 【検証結果】 対国家公務員との比較指標の推移を見ると、平成16年度は93.6、平成17年度は93.8、平成18年度は93.7であり、ほぼ法人化直後の給与水準を維持している。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。		

教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標

94.7

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,091,702	千円 11,262,109	千円 (%) △170,407 (△1.5)	千円 (%) △539,939 (△4.6)
退職手当支給額 (B)	千円 1,586,241	千円 1,332,705	千円 (%) 253,536 (19.0)	千円 (%) 275,811 (21.0)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,531,958	千円 1,956,361	千円 (%) 575,597 (29.4)	千円 (%) 1,072,660 (73.5)
福利厚生費 (D)	千円 1,593,925	千円 1,612,790	千円 (%) △18,865 (△1.2)	千円 (%) 20,904 (1.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,803,826	千円 16,163,965	千円 (%) 639,861 (4.0)	千円 (%) 829,436 (5.2)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額は、対前年度比△1.5%であり、退職者の後任補充の抑制が主な要因となっている。給与・報酬等支給総額の減額にも関わらず、最広義人件費が対前年度比4.0%と増額した主な要因としては、退職手当支給額の増額と特に病院経営上の必要性から、看護師等の特定任期付職員の増員を図ったことによる非常勤役員等給与の増額である。

②中期計画において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日)閣議決定)の総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしているものであり、引き続き業務の見直し、合理化、簡素化、組織の再編、人員配置の検討と併せて退職者の後任補充の抑制を行うものである。

また、平成18年度からの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、本学の俸給表及び給与制度等を順次見直している。

③人件費削減の取組の進ちょく状況(下表参照)

- ・基準日年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は、11,485,059千円である。

- ・各年度の「給与、報酬等支給総額」は、平成18年度は11,262,109千円、平成19年度は11,091,702千円である。

- ・当年度までの各年度の人件費削減率は、平成18年度は△6.2%、平成19年度は△7.6%である。

計算式=(各年度の金額－基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100

- ・当年度までの各年度の人件費削減率(補正值)は、平成18年度は△6.2%、平成19年度は△8.3%である。

計算式=((各年度の金額－基準年度(平成17年度)の金額)÷基準年度(平成17年度)の金額×100)－(基準年度から当年度までの各年度の行政職(一)職員の平均年間給与の増減率の和)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年)	平成18 年度	平成19 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,006,785	11,262,109	11,091,702
人件費削減率 (%)		△6.2	△7.6
人件費削減率(補正值) (%)		△6.2	△8.3

注1:「人件費削減率(補正)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与格差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし。